



滋賀県歯科保健計画 -歯つらつしが21(第6次)-【概要版】

計画の位置づけと役割 **計画の期間** 令和6年度(2024年度)～令和11年度(2029年度)

- 歯科口腔保健の推進に関する法律第13条に基づき県が定める「歯科口腔保健の推進に関する基本的事項」
- 滋賀県歯および口腔の健康づくりの推進に関する条例第8条に基づき県が策定する「歯および口腔の健康づくりに関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための計画」
- 「滋賀県保健医療計画」の「歯科保健対策」の分野、および、「健康いきいき21-健康しが推進プラン-」の「歯・口腔の健康」の分野を推進するための実施計画
- 県をはじめ市町・関係団体・県民・教育・医療・福祉・介護・職域関係者等が一体となって歯科口腔保健の推進に取り組むための具体的な目標を設定し、施策を定めるもの

基本理念
誰もが自分らしく
幸せを感じられる
「健康しが」の実現

健康寿命の延伸
健康格差の縮小

- 適切な食生活の実現や社会生活等の質の向上
- 歯・口腔の健康が関わる疾病の予防・重症化予防

<滋賀県歯科保健計画目的>
すべての県民が、健康で、
はつらつとした生活を営むもとなる
健康な口を保つことができている

【PDCAサイクルに沿った取り組みの実施】

- 【進行管理と評価】**
- 滋賀県生涯歯科保健推進協議会による評価
 - 歯科保健実態調査によるデータ収集

【基本方針】	【施策の展開】				
	<ライフステージに応じた取組>				
歯・口に関する健康格差の縮小		乳幼児期・少年期	青壮年期・中年期	高齢期	
	口腔機能の獲得・維持・向上のための歯科疾患の予防推進	セルフケア	ブラッシング習慣の定着、フッ化物配合歯磨剤の利用等情報発信	歯科疾患予防に有効な方法の定着、オーラルフレイル対策の周知等情報発信	口腔機能と健康寿命の関連、口腔ケアと誤嚥性肺炎予防、等情報発信
		プロフェッショナルケア	早期にかかりつけ歯科医院を持ち、定期的な受診	かかりつけ歯科医院への定期的な受診、生活習慣や全身疾患の既往に応じた健康管理	訪問歯科診療の普及、口腔機能維持・向上に取り組む人材育成
コミュニティケア		保育所、幼稚園、こども園、学校等でのフッ化物洗口の集団応用 等	市町や職場が提供する歯科健診の機会の確保と活用、職域における取組の充実 等	関係者と連携した在宅療養支援の取組、必要な人材の育成、確保 等	
生活の変化を捉え、将来を見据えた歯科保健対策	<ライフステージの取組を補完する支援>				
	障害者(児)への歯科口腔保健支援 地域の歯科医療機関、口腔衛生センターによる歯科医療と、歯科健診等歯科保健事業との両輪による支援の推進		災害時の歯科口腔保健による二次的健康被害の予防 避難所等での口腔ケアの実施による誤嚥性肺炎予防等の、関係者による災害時の歯科保健医療活動が効果的に機能できるための連携体制づくり		

【計画の推進体制】
関係団体、機関等の連携により成立する歯科口腔保健の推進のための社会環境

- 県民 ■ 県(健康寿命推進課(口腔保健支援センター)、健康福祉事務所(保健所))
- 県教育委員会事務局 ■ 市町 ■ 歯科医師会 ■ 歯科衛生士会 ■ 連携する関係団体